

## 平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 4 - (1)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	経済活動における環境配慮の徹底	担当部局	総合環境政策局
		評価者	環境経済課長 鎌形 浩史

### 施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	7 章	各種施策の基盤、各主体の参加及び国際協力に係る施策
施策(節)	3 節	1 各主体の取組	施策(節)	3 節	社会経済のグリーン化の推進に向けた取組
その他関連する個別計画		京都議定書目標達成計画(平成 17 年 4 月閣議決定)			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

### 施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 > 環境税(温暖化対策税制)等、各主体の経済合理性に沿った行動を誘導する経済的手法を活用し、可能な分野から税制上の優遇措置等の経済的措置について、環境保全上の効果や国民経済に与える影響等を検討し、その早期導入を図る。さらに、事業者の自主的・積極的な環境配慮の取組を促進することにより、経済活動における環境配慮の徹底を図る。				
	予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初
	金額(単位:千円)	189.288	119.774	73.479	
	一般会計	89.288	119.774	73.479	
	特別会計	100.000	0	0	

### 施策の目標に対する総合的な評価

経済的手法の活用について、税の優遇措置を通じて環境配慮の徹底に資することができた。また、環境税については、政府・与党内の税制改正論議において活発な議論が行われ、与党税制改正大綱において、「平成 20 年から京都議定書の第一約束期間が始まることを踏まえ」検討することが明記され、「既存税制との関係等に考慮を払いながら、総合的に検討する」とされ、一定の進展が見られた。 事業者の自主的な環境保全活動の推進について、環境報告書、環境会計やエコアクション 21 に取り組む事業者数の着実な増加に見られるように、事業者の自主的な環境への取組は着実に進展しつつあり、経済活動における環境配慮の徹底に向けた取組に寄与した。
---

### 残された課題・新たな課題

経済的手法の活用において、税制優遇措置について今後とも規制改革及び技術開発の動向等を踏まえ、適切に実施していくこと、及び、環境税について引き続き真摯に総合的な検討を進めていくこと。 事業者の自主的な環境保全活動の推進における事業活動に環境配慮を組み込む手法や取組内容の評価手法の開発・普及、SRI(社会的責任投資)等の金融グリーン化の更なる促進、及び環境配慮促進法(平成 16 年法律第 77 号)に基づいた環境配慮の取組を公的法人に加え、民間の事業者にも促進すること。
--

### 今後の取組

経済的手法の活用において、環境配慮の促進に効果を挙げている税制優遇措置を引き続き実施し、環境税についても、引き続き、国民、事業者などの理解と協力を得るように努めながら、真摯に総合的な検討を進める。 事業者の自主的な環境保全活動の推進において、環境配慮促進法の確実な施行、民間事業者による環境報告書作成の一層の促進、環境報告書の利用促進及び信頼性の向上等の取り組みを行う。また、環境に配慮した金融の取組を推進するとともに、CSR(企業の社会的責任)推進等について定員要求を図る。
---

施策の方向性		施策の改善・見直し
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組を引き続き推進
		施策の廃止・完了・休止・中止
		機構要求を図る
	定員要求を図る	

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

当該施策の中の下位の目標及び指標等

<p>下位目標 1</p>	<p>税制優遇措置又は税・課徴金等の経済的な負担を課す措置の導入を検討し、適切にそれらの措置を講じるとともに、各分野の補助金による環境への影響についての調査検討を行い、引き続き環境負荷の減少に資するように努める。</p>
<p>達成状況</p>	<p>&lt; 税制優遇措置等の租税特別措置の導入 &gt;                  自動車の低公害化、低燃費化の促進を図るため、自動車税のグリーン化について、一定の排出ガス性能を有する低燃費車に係る自動車取得税の課税標準の特例措置(課税標準を取得価額から30万円控除等)について、対象を重点化した上で延長した。またディーゼル車に係る自動車取得税の特例措置について、対象を重量車燃費基準を満たし、かつ、排出ガス性能が良いディーゼル車に見直しを行い、排出ガス規制に適合した特定特殊自動車(オフロード車)の固定資産税の軽減措置の創設を行った。また、バイオマスの活用を促進するため、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制及び再商品化設備等の特別償却制度の対象設備にバイオマス利活用設備を追加した。                  リサイクル施設の整備推進を図るため、再商品化設備等に係る特別償却制度及び廃棄物再生処理用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について延長した。また、廃棄物対策を推進するため、廃棄物処理施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について延長し、アスベスト廃棄物処理用設備に係る特別措置を拡充した。                  公害防止対策の推進を図るため、各種公害防止用設備の特別償却制度及び固定資産税の課税標準の特例措置について延長を行った。</p> <p>&lt; 環境税の検討 &gt;                  平成 17 年 4 月に閣議決定された京都議定書目標達成計画においては、「環境税」という項目が設けられ、「真摯に総合的な検討を進めていくべき課題」とされた。                  平成 16 年に引き続き 17 年 8 月末にも環境税の創設等を要望し、10 月に環境税の具体案を公表し、政府税制調査会を初めとする関係各方面において活発な議論が行われた。                  関係各方面における議論と並行し、環境税に関する産業界等との意見交換を引き続き行った。また、環境税に関する国民との意見交換のためタウンミーティングや中央環境審議会施策総合企画小委員会による地方ヒアリングなどを開催し、関係各方面における理解と協力を求めるための取組を実施した。                  平成 17 年 8 月、中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会環境税の経済分析等に関する専門委員会が「環境税の経済分析等について-これまでの審議の整理-」を公表した。                  平成 17 年末の与党税制改正大綱においては、「平成 20 年から京都議定書の第一約束期間が始まることを踏まえ」検討することが明記され、また、「既存税制との関係等に考慮を払いながら、総合的に検討する」とされた。</p>

<p>下位目標 2</p>	<p>環境配慮を織り込むための手法や評価手法の開発・普及により、環境マネジメントシステム、環境報告書等の、企業が自ら行う活動の把握・公表等の取組を通じ、環境保全に自主的・積極的に取り組む企業が高く評価される社会システムの構築により、環境への負荷の高い企業の事業活動が自主的に低減されるよう社会的基盤整備を図る。</p>				
<p>指標の名前</p>	<p>環境報告書公表企業(上場企業 / 非上場企業)                  環境会計実施企業(上場企業 / 非上場企業)</p>				
<p>指標年度・単位</p>	<p>単位</p>	<p>H15 年度</p>	<p>H16 年度</p>	<p>H17 年度</p>	<p>H22 年度</p>
<p>指標</p>	<p>%</p>	<p>38.7 / 17.0</p>	<p>45.3 / 20.8</p>	<p>集計中(H18.9)</p>	<p>目標値 約 50 / 約 30</p>
		<p>31.8 / 17.2</p>	<p>36.9 / 21.2</p>	<p>集計中(H18.9)</p>	<p>約 50 / 約 30</p>
<p>目標を設定した根拠等</p>	<p>基準年</p>	<p>平成 13 年度</p>	<p>基準年の値</p>	<p>約 30% / 約 12%</p>	<p>約 23% / 約 12%</p>
	<p>根拠等 循環型社会形成推進基本計画(平成 15 年 3 月)</p>				
<p>達成状況</p>	<p>近年、環境に関する取組を企業の社会貢献のひとつとして位置付ける企業が高い水準で推移するなど、企業の社会的責任(CSR)の観点から、企業が積極的に環境問題に取り組むことに加え、環境省において、環境報告書や環境会計のガイドラインを策定し、またセミナー等を通じその普及促進を図ったことなどにより、環境報告書を作成する企業や環境会計を導入する企業が年々着実に増加している。                  中小事業者向けの環境配慮のためのツールであるエコアクション 21 について、その指導者を育成するための講習会を 3 回開催し、その普及に努めた。</p>				

## 評価・分析（必要性・有効性・効率性等の観点から簡潔に分析）

### 【必要性】

地球温暖化問題や廃棄物・リサイクル問題をはじめとする今日の環境問題に対処するためには、従来型の規制的手法のみでは解決が困難であり、環境税等の経済的手法の活用や、環境報告書や環境会計のガイドライン等を活用した事業者の自主的な環境保全活動を促進するためのツールの作成・普及による、事業者の自主的な取組の一層の促進が必要となっている。このため、環境基本計画等においても、経済的手法及び情報的手法の活用や事業者の自主的な取組の促進が、環境政策の大きな柱として位置付けられているところである。このことから、経済活動における環境配慮の徹底に資する本施策が必要である。

### 【有効性】

経済的手法の活用において、自動車税のグリーン化（グリーン税制）について、その導入後、税制優遇対象車の登録台数や対象車種数の増加が見られる。また環境税について、国民の一人一人が税負担を感じることで、行動に変化を与える「価格効果」、環境負荷に対して費用負担がかかることを汚染者に恒常的に意識させる「アナウンスメント効果」、地球温暖化対策に必要な財源を確保するための「財源効果」の三つの効果がある。

事業者の自主的な環境保全活動の推進において、環境報告書や環境会計のガイドラインを通じた普及促進や、はじめて環境報告書を作成しようとしている事業者を対象にセミナーの開催等により、環境マネジメントシステムを構築する企業や環境報告書を作成する企業、環境会計を導入する企業が年々着実に増加している。

環境マネジメントシステムの構築について、代表的な規格であるISO14001の認証取得件数は年々着実に増加しており、平成17年12月現在で2万件を越えている。また、エコアクション21に取り組む事業者数については、財団法人地球環境戦略研究機関が実施している認証制度における認証登録数が、平成18年3月末現在で700件を越えている。

SRIの普及促進を図るため、SRIに馴染みのない企業の財務担当者や一般の個人投資家等を対象に、その入門編としてSRIの考え方や背景等をテーマとして取り上げた「社会的責任投資（SRI）に関するシンポジウム」を、平成17年6月に開催し、約300名の参加を得た。

### 【効率性】

経済的手法の活用において、市場メカニズムを通じて経済的インセンティブを与える手法や事業者の自主的な環境保全活動の推進は、規制的手法のように行政の事後の関与を必要としないので、行政コストが抑えられ、効率的である。

また、経済的手法の活用に関する施策は、直接的に事業を実施するものではなく、施策手法そのものの検討などの調査研究を主としたアプローチであり、必要最低限の経費で実施できることから、効率的である。

事業者の自主的な環境保全活動の推進において、本施策の成果は、様々な分野での環境政策の一層の展開にいかされるものである。また、事業者の自主的な環境保全活動の推進に関する施策は、国が調査研究やガイドライン策定等の環境整備を行うことで、企業等に対し環境配慮への取組を促進するよう働きかけるものであり、実際の環境保全活動そのものは事業者の自主的な取組により行われるという点において、効率的である。

## 特記事項

### < 昨年からの変更点 >

より分かりやすくなるよう目標の表現について見直しを行った。

### < 内閣としての重要施策等 >

-

予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な政策手段等（法律・税制等）				
環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）（平成 16 年法律第 77 号） 自動車税のグリーン化等				
下位目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額（千円）	関連する予算事項名及びその予算額（千円）		
		H17 当初	H18 当初	H19 反映
1	環境政策における経済的措置検討経費	11,859	13,527	
2	企業行動推進経費	59,397	58,815	

終期を迎えた予算事項についての分析・検証

予算事項 番号	分析・検証	今後の対応策
-	-	-

< 別紙 > 政策効果把握の手法及び関連指標

施策番号 及び施策名	- 4 - (1) 経済活動における環境配慮の徹底	下位目標 2
指標名	環境報告書公表企業(上場企業/非上場企業) 環境会計実施企業(上場企業/非上場企業)	
指標の解説	上場企業並びに従業員 500 人以上の非上場企業及び事業所における環境報告書の作成・公表状況をアンケート調査により把握した割合 上場企業並びに従業員 500 人以上の非上場企業及び事業所における環境会計の実施状況をアンケート調査により把握した割合	
評価に用いた 資料等	環境省「平成 17 年度環境にやさしい企業行動調査」	



指標に影響を 及ぼす外部要因	事業者の統廃合等
-------------------	----------